

## 日本脳炎の予防接種における副反応等についてお知らせします（特例対象者）

日本脳炎の予防接種については、副反応の事例があったことにより、平成17年度から平成21年度まで、積極的な接種勧奨を行いませんでしたが、その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、日本脳炎の予防接種を十分に受けることができない方は、20歳になる前日までの間、日本脳炎の接種を受けることができるようになりました。

接種場所は委託医療機関となります。必ず、本紙をよく読み、母子健康手帳及び健康手帳等で接種履歴を確認していただいたうえで接種するようにお願いいたします。また、接種の際には母子健康手帳と予診票兼受診票及び予診票にホッキスで添付されている接種済証（第2期のみ）を持参ください。

### 日本脳炎予防接種方法について

予防接種法に基づく標準的な接種方法は次のとおりですが、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、4歳から20歳になる前日まで接種を受けることができます。

	区分	回数	対象者	標準的な接種期間
1期	1期初回	2回	生後6月から生後90月（7歳6ヶ月）未満	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間 4歳に達した時から5歳に達するまでの期間（1期初回終了後おおむね1年を経過した時期に接種）
	1期追加	1回	9歳～13歳未満	
2期		1回	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	

### \* 1期の予防接種については次のとおりです。

例（1） 1期を1回も接種していない。

→6日以上、標準的には6日から28日までの間隔を置いて2回接種し、

2回目接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種。

例（2） 1期を1回だけ接種している。

→6日以上の間隔を置いて2回接種。

例（3） 1期を2回接種している。

→6日以上の間隔を置いて1回接種。

### \* 2期の予防接種については次のとおりです。

第2期は、9歳以上の方で、第1期3回終了後、6日以上の間隔を開ければ接種は可能です。ただし、第1期3回の接種を終了された方については、最後の接種から概ね5～10年は脳炎の発症を予防することができるレベルの抗体が維持されると言われております。

### 病気の概要

日本脳炎ウイルスによっておこる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ（水田等に発生する蚊の一種）などがヒトを刺すことによって感染します。症状が現れずに経過する（不顕性感染）場合がほとんど（過去には100人から1000人の感染者の中で1人が発病すると報告されています）ですが、症状が出る場合には、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経障害（脳の障害）を生じます。

大多数の方は、無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合20%～40%が死亡に至る病気といわれています。

## 日本脳炎ワクチンについて

日本脳炎ウイルスを Vero 細胞（アフリカミドリザル腎臓由来株化細胞）で増殖させて、得られたウイルスを採取し、ホルマリンで不活化（感染性を失くすこと）して製造されたワクチンです。

### 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの副反応

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの臨床試験においては、生後 6 月以上 90 月末満の小児 123 例中 49 例 (39.8%) に副反応が認められ、その主なものは発熱 (18.7%)、咳嗽（せき） (11.4%)、鼻漏（鼻水） (9.8%)、注射部位紅斑 (8.9%) であり、これらの副反応のほとんどは、接種 3 日後までにみられたとされています。

なお、従来のワクチンで、まれにあらわれることがある副反応であるショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応については、改良されたワクチンでは少ないと考えられています。

#### ※ADEM（急性散在性脳脊髄炎）とは

ある種のウイルスの感染後、あるいはワクチン接種後に、稀に発生する脳神経系の病気です。

ワクチン接種後の場合は、通常接種後数日から 2 週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により完全に回復する例が多く、良性の疾患とされていますが、運動障害など神経系の後遺症が 10% 程度あるといわれています。

### 重い副反応が起こった時の補償について

予防接種法に基づく予防接種により疾病、障がい、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給、障害年金の支給等が行われます。なお、救済制度の対象となる健康被害は厚生労働大臣が予防接種と疾病・障がい等との因果関係を認定したものに限ります。

### 注意点

- (1) 予防接種は健康な人が元気な時に接種を受け、その病原体の感染を予防するものですから、体調の良い時に受けることが原則です。
- (2) 予防接種を受けることができない人
  - ①明らかに発熱（一般的に体温が 37.5 度以上の場合を指します。）
  - ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
  - ③予防接種等によりひどいアレルギー反応を起こしたことのある人
  - ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合
- (3) 予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談しなくてはならない人
  - ①心臓病・腎臓病・肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
  - ②過去に予防接種を受けたとき、2 日以内に発熱・発疹等のアレルギーを思わせる異常がみられた人
  - ③過去にけいれんをおこしたことがある人
  - ④免疫不全があると指摘されたことのある人、及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
  - ⑤ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こす恐れのある人
- (4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項
  - ①副反応の多くは一週間以内に出現しますので、この間は体調に十分注意しましょう。
  - ②入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこすることはやめましょう。
  - ③接種当日はいつも通りの生活をしてもかまいませんが、激しい活動は避けましょう。

厚生労働省ホームページ（日本脳炎ワクチンに係る Q&A）もご参照ください。